# 令和２年度　社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会 事業計画

東大阪市社会福祉協議会は、校区福祉委員会をはじめとする福祉団体や地縁組織などの地域を構成する人々とともに地域における福祉活動を展開しており、複雑多様化した福祉課題においても、さまざまな関係機関と連携しながら解決に向けた取り組みを行っている。

令和２年度は、本協議会の活動指針である「東大阪市第６期地域福祉活動計画スクラム’２３」の基本理念でもある「我が事・丸ごと」の地域づくりを推進し、引き続き「地域共生社会」の実現に向けて取り組み、検証していく。

具体的には、これまで進めてきた小地域ネットワーク活動やボランティア・ＮＰＯ等の活動が、今まで以上に活性化するように、新たな担い手の育成や発掘の支援をしていく。また、住み慣れた地域の中で日頃から隣近所同士が互いにあいさつや声掛け、コミュニケーションを気軽に取り合えるようなまちづくりに取り組み、地域全体へと広がるようなコミュニティを、地縁組織や関係機関と連携し充実を図っていく。

常設型災害ボランティアセンターでは、災害時要配慮者の支援のため、多組織間での連携強化と合理的配慮を推進し、防災協働社会の実現に向けて取り組む。

ボランティアの育成・啓発では、学校教育や社会教育などの一環として、幅広い世代を対象としたボランティア活動を体験できる機会を創設し、おもいやりの気持ちや豊かな心を持ち、生きがいをもって社会に貢献できる人材を養成し、福祉意識の醸成を推進していく。

また、再度指定を受けた指定管理施設である３カ所（角田・五条・高井田）の老人センターにおいては、利用者の生涯教育の一環として、生きがいづくりや利用者同士が交流できるような新たなイベント、健康保持・介護予防のための体操教室の開催など、利用者目線に立ったセンターを運営していくとともに、高齢者が地域活動を促進するための拠点となる施設として、高齢者の地域生活を支えるネットワークの構築にも取り組んでいく。

認知症や障害がある方の財産管理や日常生活等に支障がある方を社会全体で支え合うための仕組みの一つでもある成年後見制度は、地域共生社会の実現に資するための重要な手段であるにもかかわらず十分な利用につながっていない現状である。今年度より当協議会では、成年後見サポートセンターを開設し、東大阪市と協働で成年後見制度利用促進にかかる地域連携ネットワークの構築に向けて「中核機関」を担い、仕組みづくりや体制を整備していく。

玉串保育園は、本年４月より地域における子育て支援を行う機能を持った施設として、幼稚園と保育所の両方の機能を持つ幼保連携型認定こども園「玉串こども園」として新たにスタートをする。

その他、これまで進めてきた高齢者地域支え合いセンター事業の推進や福祉団体への支援、地域包括支援センターや日常生活自立支援センターの運営においても、なお一層、行政及び関係機関と連携を密にし、地域に密着した活動を推進していく。

以上のことから、主に次の重点目標に沿って事業を展開していく。

## １．社協地域担当職員（COW）を中心とした地域福祉ネットワークの推進

社協地域担当職員（COW）は、社協が運営する３カ所の老人センターを活動拠点として、地域福祉のさらなる活性化を図るため、小地域ネットワーク活動をはじめとする様々な地域福祉に関わる諸団体の地域特性を活かした活動を支援し、老人センターの各種事業やボランティア活動と地域との橋渡しを行う。また、「地域福祉ネットワーク推進会議」の開催を通じて、コミュニティソーシャルワーカー（ＣSW）や地域包括支援センター等、高齢・児童・障害の分野を超えた福祉専門機関の顔の見える関係づくりを進めるとともに、地域の諸団体や災害ボランティアセンターと協働して、防災協働社会の発展に努める。

## ２．老人センター事業及び高齢者地域支え合いセンター事業の推進

老人センターは高齢者福祉の基幹施設として、生きがい推進事業を展開して利用者を増員し、介護予防やボランティア活動などの地域福祉活動の実践を促進していく。

また、地域で元気な高齢者などが互いに支え合える仕組みづくりを広げていく「高齢者地域支え合いセンター事業」では、社協地域担当職員（COW）やコミュニティソーシャルワーカー（ＣSW）、地域包括支援センターなどの様々な関係機関と連携して事業展開を行うことで、地域住民や企業・事業所へ広報・啓発を推進し、協力者・協力企業の増員により、認知症高齢者等の見守りネットワークの拡充・強化を図る。

## ３．常設型災害ボランティアセンターの機能強化

昨今の異常気象や頻発する自然災害などで昨年も、「令和元年佐賀県豪雨」「令和元年房総半島台風」「令和元年東日本台風」等、大きな災害が日本各地で発生した。特に「令和元年東日本台風」は今までにない広域かつ甚大な災害が発生し、長野市北部災害ボランティアセンターへ復興支援・被災者支援活動のボランティアとして職員を派遣した。また、地域の役員やボランティアの協力のもと東大阪市内の５カ所の主要な駅で義援金の街頭募金活動

を行った。
大きな自然災害の発生が３０年以内に発生すると予測されている近年、防災・減災の意識の向上を図るため、専門職・当事者・地域等ネットワークを強化するための時限委員会を継続して開催し、研修会や災害イベントなどの取り組みを推進することで、平常時から災害時要配慮者への支援がスムーズにできるよう防災協働社会のしくみづくりを構築していく。また、災害ボランティアセンターとしての機能が速やかに発揮できるよう情報発信及び災害ボランティアリーダーの育成、防災プログラム等の開発を推進していく。

### ４．福祉意識の向上とボランティアの育成

ボランティア・市民活動センターでは、市民の福祉意識を培っていくため、教育機関や関係団体、福祉施設等との連携により、社会福祉に対する関心や理解を深めるとともに、福祉活動の担い手の育成及び心のバリアフリーを育んでいくための事業を推進する。

### ５．個別支援による地域福祉力の向上

コミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）配置事業は、地域に出向いて福祉の相談を受けるというこの事業の特性を生かして、民生委員児童委員会や校区福祉委員会等の福祉活動団体の協力を仰ぎ、地域包括支援センターや基幹相談支援センター・委託相談事業所・行政等の専門機関とネットワークの構築を図り、社会的な課題とされている複合多問題やセルフネグレクト、社会的孤立などの課題解決に取り組む。また、社会福祉協議会の強みを生かして基幹的役割を果たし、社協地域担当職員（ＣＯＷ）との連携や地域福祉ネットワーク推進会議への積極的な参画により、地域の福祉力を高めセーフティーネットの構築に努める。

### ６．地域包括ケアシステムの構築を見据えた基幹型地域包括支援センターの機能強化

基幹型地域包括支援センターは、高齢者の保健・福祉・医療・介護の専門機関と連携を図り、高齢者を支援する仕組みづくりや虐待防止などを総合的に行う機関である機能に加え、基幹型として役割を担う。
また、市内２０カ所の各センター主催による虐待事案や支援困難な事案に関する個別支援策検討会議に出席し、問題解決に向けた後方支援をしていく。さらに、各地域包括支援センターに配置されている生活支援コーディネーターと課題の解決に向けて意見や提案を会議で検討し、関係団体・関係機関等と地域包括支援センターが連携しながら、地域の高齢者の生活にかかる支援の取り組みを進めていく。

### ７．権利擁護における支援体制の充実

権利擁護の取り組みとして、認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等の判断能力が不十分な方に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービス等を行っている日常生活自立支援事業では、利用希望者への迅速でスムーズなサービスを提供するため、専門員と生活支援員の体制を充実し、関係機関との連携強化とサービスの効率化を図り、利用者が地域で安心して生活できるように支援していく。また、市民後見推進事業においては、大阪府社会福祉協議会及び東大阪市担当部局と連携を密にして、市民後見推進事業による支援体制を充実し、市民後見人を継続的に支援していく。

## Ⅰ．社会福祉協議会事業の推進

社会福祉協議会は、社会福祉法にて「地域福祉を推進することを目的とする団体」として位置づけられており、本会が市民に必要とされ、広く開かれた組織として、アイデンティティ（存在意義）を示していくために、地域福祉活動を実施する様々な団体や関係機関などと協働し、地域の実情に応じた事業を展開することで、多くの市民に見える、真に必要とされる組織として、地域福祉活動を展開していく。

１．経営の観点にたった活動・事業理念の確立と組織体制の充実
①あらゆる法令やルールを遵守し、社会的規範に反することのない公正な事業運営
②事業推進の理念となる「東大阪市第６期地域福祉活動計画スクラム’２３」の具現化
③社会福祉協議会会員（組織構成会員）の参加による事業や運営の推進
④分野（領域）ごとの情報交換や交流の実施
⑤理事会、評議員会機能の充実
⑥研修による職員の資質向上とコスト意識の浸透

２．自主財源の確保などの財源基盤の強化
①社会福祉協議会会員（賛助会員、組織構成会員）の拡充
②共同募金運動の呼びかけ強化と効果的な活用
③委託料・補助金の確保

④新しい自主財源の検討
⑤講座受講料等の適正な受益者負担の検討

3．積極的な事業活動の啓発・推進
①ケーブルテレビ等マスコミの活用
②ホームページの活用（定期的な情報更新）
③迅速な情報提供を行うための検討

4．横断的な地域福祉の推進
①地域福祉の活性化を図るための活動を企画・実施、また地域福祉活動を実践する諸団体等と連携をとることで、地域福祉のさらなる向上を目指す
②介護予防における利用者と地域とのつながりをもった生活の支援及び援護を必要とする高齢者などを支援するしくみづくり
③社協が運営する老人センターを地域福祉の拠点と位置づけ、高齢者への情報や知識の提供及び地域で主体的に活動する力を高める事業の充実
④シルバーボランティアセンターへの高齢者の参加による地域活動への参加支援
⑤社会福祉協議会が運営する玉串こども園の近隣地域での子育て支援及び住民・団体・事業者等との連携による世代間の交流

## Ⅱ．ボランティア・市民活動センター

1．「ボランティア・市民活動センター」においては、様々な市民活動を推進する市民福祉活動実践者・福祉やまちづくり関係の事業者及び、企業が連携・協働できるよう支援していく。
2．市民福祉活動と公的なサービス等の積極的な連携、公民協働の地域福祉の推進。
3．福祉の正しい認識と、共に生きる支え合いの心を育て、心のバリアフリーを育んでいくために、福祉教育を推進する。
4．ボランティア基金、善意銀行寄付の有効な活用方策を検討し、寄付増進につながるＰＲ強化を図っていく。
5．「常設型災害ボランティアセンター」の機能を発揮していくため、日頃から防災や減災についての情報を収集し、発信していく。また、障害の当事者、専門職、地域の相互関係の推進を図る仕組みづくりを構築し、平常時から災害時要配慮者に対しての合理的配慮がなされるよう推進していく。また、常日頃から災害に備えた事業計画を法人レベルで確立できるように勧めていき福祉事業所の早期の事業復帰、被災者にとっては早期の日常生活の復帰を目指す。地域の防災訓練では、福祉ブースや子ども、学生向けの防災教育を通じて、誰もがともに支える共助の視点を育めるよう進めていく。
6．ボランティアや地域支援者のプラットホームとして、市民の裾野を広げていけるよう環境づくりを進めていく。

## 1．福祉組織推進グループ

（1）連絡調整活動の展開（関係機関・団体との連携）
①福祉団体の支援（福祉団体の事務局としての機能及び関連団体の連携支援）
②校区福祉委員会活動のとりまとめと校区福祉委員会連合会の活動支援
③各団体の自主的事業の支援（社明運動、人権啓発、日赤会員募集等）
④府社協等関係機関との連携協力

（2）福祉対策のための基礎調査の実施
①敬老事業対象者の調査
②ひとり暮らし高齢者調査
③高齢者世帯調査
④ねたきり高齢者の調査
⑤交通遺児の調査

（3）福祉事業の充実
①ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯訪問相談事業の実施
②ねたきり高齢者見舞品の贈呈

（4）児童福祉対策事業の推進
①ひとり親家庭ふれあいツアーの実施

（5）低所得家庭対策事業の推進
①生活福祉資金（総合支援資金・福祉資金／緊急小口資金・教育支援資金・不動産担保型生活資金）貸付事業の実施
②市生活困窮者自立支援相談窓口との事業連携

（6）受託事業の推進
①福祉バス「ことぶき号」運行事業の実施

（7）福祉教育の連携推進
①社会福祉施設団体連絡会の活動支援
・福祉施設人材確保事業の実施

## 2．ボランティア市民活動推進グループ

（1）需給調整（コーディネート）業務の充実
①コーディネート機能の拡充と専門性の向上
②活動希望者や講座修了者に対する活動やグループの紹介
③相談や依頼に対する適切な援助及び情報提供

（2）ボランティア養成事業の実施
①手話イベント
②施設ボランティアコーディネーター研修
③夏期ボランティア体験プログラム
④ボランティアスキルアップ講座
⑤市民福祉講座
⑥パソコン教室
⑦災害支援ボランティア講座
⑧要約筆記ボランティア養成講座
⑨お話し相手ボランティア養成講座

（3）ボランティア・ＮＰＯ活動への相談援助の充実
①機材の貸し出し、会場の提供
②ボランティア活動に対する助成制度の情報提供

（4）東大阪市ボランティア基金の拡充
①ダイレクトメールによる啓発
②「ボランティア基金」チャリティー事業の開催

（5）常設型災害ボランティアセンターの基盤整備
①防災・減災の研修会・イベント等の開催による市民への啓発
②関係機関・団体との連携、体制づくり・強化
③災害支援登録ボランティアの養成・スキルアップ

（6）ボランティア活動拠点整備の推進
①シルバーボランティアセンターとの連携

（7）福祉教育の推進支援
①学校や地域と連携した福祉・ボランティア教育の普及支援
②福祉・ボランティア教育の普及支援のための新たな担い手の育成
③当事者性を育み共感出来る福祉教育の体制づくり
④大学と連携したプロジェクトの遂行

（8）広報・啓発の充実
①社協機関紙等を活用した啓発
②ホームページの充実
③機関紙及びメール配信等、ボランティア・市民活動情報の発信

（9）勤労者・OBのボランティア活動推進
①ボランティア体験プログラムの実施
②企業の社会貢献活動との連携・協働

（10）小地域ネットワーク活動推進事業との連携
①社協地域担当職員（COW）との連携
②小地域ネットワーク活動ボランティアスクールの開催

（11）東大阪市ボランティア連絡会との連携・協働事業の実施
①ボランティア研究集会の開催
②その他ボランティア連絡会事業への協力

（12）ファミリー・サポート・センター事業
昨年度から、厚生労働省より事故防止に関する講習内容に安全面でのチェックリストの活用やヒヤリ・ハット事例の検討等が必須となった。このため会員からのヒヤリ・ハット事例の情報収集を行い、フォローアップ講座において、事例を検討し事故防止への意識を強化していく。併せて、引き続き、安全性を高めていくために救命救急や幼児安全法講習、交通安全に関する内容を加えて援助会員養成講座を開催していく。
今後も障害や子どもの特性に応じた支援を学ぶための講座を開催し、会員のスキルアップを図っていく。
会員の確保については、「市政だより」や「東大阪ふくしだより」において効果的な記事（会員の声や活動風景など）を積極的に掲載するほか、各地域の子育てサロンや校区福祉委員会、公共施設（図書館やリージョンセンター等）などへファミリー・サポート・センター事業のチラシや講座案内など周知し、情報発信を強化していく。
また、事業委託元である東大阪市子育て支援課と連携しながら、ファミリー・サポート・センター事業の充実を図っていく。

＜主な事業予定＞
①援助会員養成講座（年3回）

②フォローアップ講座（計3回）
全会員・市民を対象に活動技能向上に役立てるものとして開催。
・子どもの特性に応じた支援について（1回）
・食育（1 回）
・事故防止に関する講習（ヒヤリ・ハット事例検討）（1回）

③子育て支援講座（1回）
全会員・市民を対象に開催。

④会員交流会（年2回）

⑤通信誌発行（年3回）

## Ⅲ．角田総合老人センター

高齢者福祉の基幹施設として設置された当施設は、地域の福祉力を底上げするため、複合的な機能を合わせもった専門的・総合的な施設として事業を展開している。

「東大阪市第６期地域福祉活動計画スクラム’２３」の活動指針のもと、角田総合老人センターを地域福祉活動の拠点として位置づけ、引き続き、高齢者福祉の基幹施設として事業展開を図り、支援のネットワーク化を構築するなど、地域福祉の情報を発信しながら、高齢者自身による地域活動を促進していく。

社協が指定管理者として運営する３カ所の老人センターにおいては、今後ますます高齢化が進み、高齢者人口の増加が見込まれる中、より一層、高齢者のニーズに沿った運営・環境整備を図り、近年高齢者の間でも健康志向が高まっていることを踏まえ、介護予防事業に力を入れるなど利用者数の増員と新規利用者の獲得を目指していく。また、老人クラブなどの団体や関係機関、企業とのコラボ事業を企画・実施していく。その他利用者自身が講師となり、趣味を活かした教養講座なども行っていく。

高齢者地域支え合いセンター事業においては、高齢者を見守り・応援する市民や団体、企業等と連携の輪を広げ、要援護者を支え合う地域の福祉力を高め、特に認知症支援は関係機関と協力し、高齢者が安心して暮らすことができるようサポートできる体制を構築していく。

コミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）配置事業においては、「地域の身近な相談窓口」として、複合多問題やセルフネグレクト・社会的孤立など困難な福祉課題に対して、民生委員や校区福祉委員をはじめとする地域福祉の担い手や専門機関等との連携と協働を図りながら課題解決に向けて取り組み、地域福祉ネットワークの体制構築を推進していく。

地域福祉ネットワーク推進事業においては、校区福祉委員会が取り組む小地域ネットワーク活動を核とした活動を継続して支援し、地域福祉力のさらなる向上や充実の推進を図る。

日常生活自立支援事業においては、包括的な生活支援に関わる専門員と、支援計画に基づき具体的な援助を行う生活支援員が、より一層連携を強化し、業務体制を充実していく。利用希望者に対しては、早期に利用できるよう関係機関と連携を図り待機解消に努めていく。また、判断能力の低下に伴い成年後見制度の利用が望ましい方には、速やかに移行できるよう、必要な知識の向上に努め、関係機関とも連携を図り、安心して地域で生活が送れるように支援していく。また、市民後見推進事業においては、専門職による技術支援と相談援助を行うなど、バックアップ体制を整え、市民後見人の活動を推進していく。

基幹型地域包括支援センターにおいては、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、市内２０カ所ある他の地域包括支援センター間との調整・後方支援を通じて、新しい総合事業・包括的支援事業の円滑な実施を図っていく。包括的支援事業である「総合相談支援」「権利擁護支援」「介護支援専門員に対する包括的継続的支援」については、地域の実情に応じた丁寧な対応を心掛け取り組んでいく。また、地域包括ケアシステムの実現に向け、平成２９（２０１７）年１月より「高齢者生活支援等会議」が開催されており、今年度は、福祉活動実践者や医療などの専門機関と連携し、地域内のネットワーク体制づくりに取り組み、第１層生活支援コーディネーターとして第２層生活支援コーディネーターとの連携を強化していく。

## １．角田老人センター

角田老人センターでは、高齢者が趣味の活動を通じて、心豊かな生活と交流の輪を広げ、健康の維持向上や生きがいづくりを目的に、年間を通して開催している「生きがい教室（クラブ活動）」を、今年度も一層充実し、初めての方でも利用しやすい環境づくりに努める。また、老人クラブや地元企業と連携した事業を展開し、地域の居場所づくりや新規利用者の増員につながるよう、今まで以上に魅力あるセンターづくりを目指していく。事業においては、教養講座やレクリエーション、介護予防事業、シニア地域活動実践塾など、参加された方がボランティア活動や地域福祉活動へ興味を持ち、のちに地域活動へ繋がる一助となることを目的にさまざまな催しを実施する。

また、現在、センターを拠点として地域福祉の支援活動や相談援助を行っている社協地域担当職員（ＣＯＷ）やコミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）とも連携し、より地域に密着した取り組みを図ることで、本来の指定管理者施設としての役割にとどまらず、地域福祉の拠点施設として、事業効果を発揮するよう努めていく。特に介護予防は昨年度までの実績からも利用者の関心が高く、今年度以降も積極的に様々な体操、座学、作業等を取り入れ、新規利用者数２５０人、利用実人数１，３００人、延べ利用者人数３０，０００人を目標に事業運営していく。

また、高齢者地域支え合いセンター事業では元気な高齢者が地域でまちづくりやボランティア活動などを通して、いきいきと活動するとともに、認知症の理解や周知を行うとともにねたきりや認知症になった場合は、地域で助け合い、支え合う地域社会を推進するための総合的なコーディネート業務、取りまとめ等を行うセンターとして事業を展開しており、老人センターや関係機関、社協地域担当職員（ＣＯＷ）、コミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）などとの

連携を強化し事業の充実を図る。

## ①指定管理事業

### ・老人センター運営事業

（1）教養講座、レクリエーション事業（8ページ別表「月別予定表」参照）

様々な教室を開催し、利用者の向学心を促すとともに季節に応じたイベントを開催する。また、センター利用者が講師となり、囲碁や将棋などを初心者に対して指導するなど、利用者自身が教養を活かしたボランティア活動ができるよう促していく。

（2）高齢者生きがい教室（クラブ活動）の実施

高齢者の生涯教育の一環として、生きがいづくりや人との交流に重点をおいた生きがい教室の実施。

| クラブ名 | | 実施日 | | | クラブ名 | | 実施日 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 週 | 曜 | 時間 | | | 週 | 曜 | 時間 |
| 趣味の教室 | 詩吟 | 第1・3 | 火 | 13:30～15:30 | 自由クラブ | 謡曲 | 第1・3 | 火 | 10:00～12:00 |
| | 華道 | 第1・3 | 月 | 13:30～15:30 | | カラオケ | 第1・3（1部）（2部）（3部） | 水木月 | 13:00～16:00 |
| | 書道 | 第2・4（1部）（2部） | 火 | 10:00～12:00 13:30～15:30 | | | | | |
| | 茶道 | 第2・4 | 水 | 13:30～15:30 | | テンコク | 第2・4 | 水 | 13:30～15:30 |
| | 編物手芸 | 第2・4 | 水 | 13:30～15:30 | | 卓球 | 第2・4（1部）（2部） | 土木 | 10:00～12:00 13:30～15:30 |
| | 陶芸 | 第1・3（1部）（2部） | 木 | 10:00～12:00 13:30～15:30 | | | | | |
| | 民謡 | 第1・3 | 金 | 13:30～15:30 | 一般開放 | ダンス | 毎週 | 月水 | 10:00～12:00 10:00～12:00 |
| | 新舞踊 | 第1・3 | 金 | 13:30～15:30 | | カラオケ | 第2･4･5 | 月 | 13:00～16:00 |
| | フラダンス | 第2・4 | 金 | 14:00～15:00 | | | 毎週 | 金土 | 10:00～12:00 13:00～16:00 |
| | 社交ﾀﾞﾝｽ | 第1・3 | 木 | 13:30～15:30 | | | | | |
| | 楽楽体操 | 第2・4 | 火 | 13:30～14:30 | | 卓球 | 第2・4 | 月 | 13:30～15:30 |
| | いきいき歌体操 | 第3 | 火 | 13:30～15:00 | | | 毎週 | 金 | 10:00～12:00 |
| | コーラス | 第2・4 | 月 | 13:30～15:30 | | | | 土 | 13:30～15:30 |
| | 美術 | 第1・3 | 水 | 13:30～15:30 | | | | | |

（3）地域交流事業（8ページ別表「月別予定表」参照）

「高齢者生きがい教室(クラブ活動)」の発表、「昔なつかし伝承遊びコーナー」、「体力測定コーナー」、「福祉のなんでも相談コーナー」など施設を開放した「クラブ活動発表会(弥生祭り)」を実施し、利用者や地域との交流及び世代間交流を図っていく。また、悠友塾や地域型ボランティア養成講座の修了者がボランティアとして活動する「喫茶コーナーカフェ悠友」を毎月開催し、老人センターの利用者をはじめ、COW・CSWや地域包括支援センターの相談者にも利用いただけるよう啓発していく。

（4）健康づくり推進事業 （8ページ別表「月別予定表」参照）

利用者が運動機能の維持や回復を楽しみながら実施できるメニューとして、健康体操教室をはじめとするさまざまな教室を実施する。

①「みんなの体操ひろば」「メロディうんどう教室」「ニコニコ体操」「笑っていこうや！楽らくトライ体操」などボランティアリーダー指導による教室の開催。

②「音楽療法」「健康ヨガ」などの定期開催

（5）各種相談事業

日常生活の心配事や健康などに関する総合相談事業の実施。

①健康などに関する相談（いきいき健康相談）：第3水曜日　１３時３０分～１５時

②日常生活相談（心配ごとや介護などに関する）：常時

③いきいきネット相談：常時
④車いす短期貸出事業：随時

（6）広報・啓発事業
①高齢者に関する各種の情報を収集し、利用者等に情報提供を行う。
②センターの月間行事予定を掲載した「角田総合老人センターだより」を発行し、センター事業の啓発と参加を呼びかける。近隣自治会にも映画鑑賞会などのイベントチラシを配布する。
③ホームページ等を活用した情報の発信

（7）社協内三老人センター連携による交流会の開催
社協内三老人センターの利用者間の親睦と交流を図り、老人センター間の情報共有を行う。

（8）その他
・実習生や職場体験学習の受け入れ
・災害に関する研修の実施

※角田老人センターの主な月別行事予定表　　※は毎月開催

| 月 | 教　養　講　座 | レクリエーション事業 | 地域交流 | 健康づくり推進事業 |
|---|---|---|---|---|
| 4 | 初心者スマホ教室<br>囲碁教室<br>初心者将棋教室 | ※映画鑑賞会<br>※布ぞうりづくり<br>和楽コンサート | | ※メロディうんどう教室<br>※ニコニコ体操<br>※初心者卓球教室<br>※みんなの体操ひろば<br>※笑っていこうや！楽らくトライ体操 |
| 5 | | 陶芸体験教室 | | 音楽療法<br>カラダ改善体操 |
| 6 | | ふれあいバスツアー<br>メイクアップ体験 | 楽しいクッキング教室 | リフレッシュヨガ<br>ユッキーズ・ダンス |
| 7 | パソコン教室<br>初心者スマホ教室 | | 子ども陶芸体験教室(2回) | |
| 8 | 手作り作品教室<br>字手紙教室 | 河内音頭<br>夏の昼下がりコンサート | 世代間交流クッキング | リフレッシュヨガ<br>健康ヨガ |
| 9 | | 青春のつどい<br>～敬老のつどい～ | | カラダ改善体操 |
| 10 | 交通安全教室 | | 世代間交流<br>男の料理教室 | リフレッシュヨガ<br>ユッキーズ・ダンス |
| 11 | 初心者スマホ教室<br>避難訓練・防火教室 | 陶芸教室<br>囲碁・将棋交流会 | | 音楽療法<br>三老人センター交流事業<br>男性のための筋トレ教室 |
| 12 | パソコン教室<br>手作り作品教室<br>字手紙教室 | クリスマスコンサート | クリスマスクッキング | 健康ヨガ<br>リフレッシュヨガ<br>男性のための筋トレ教室 |
| 1 | | 新春ライブ<br>初笑いin角田 | | カラダ改善体操<br>椅子ヨガ教室 |
| 2 | | | 男の料理教室<br>楽しいクッキング教室<br>災害研修 | 音楽療法<br>カーリンコン教室<br>リフレッシュヨガ |
| 3 | | | クラブ活動発表会<br>世代間交流<br>～ふれあいおもちゃ作り～ | 歴史探訪ウォーク<br>健康ヨガ<br>ユッキーズ・ダンス |

## ・高齢者地域支え合いセンター事業

（1）ワンコイン生活サポート事業

日常生活のなかで困りごとを抱えた住民の方が、地域で安心した生活が送れるように、ちょっとした家事援助をワンコインで提供する、地域で支え合う仕組みとして利用会員と援助会員からなるワンコイン生活サポート事業を実施している。

今年度もさまざまなニーズに対応できるよう援助会員増員（年度内約７０名）及びスキルアップを目指し、社協のホームページ等にて「ワンコイン生活サポーター養成講座」参加啓発の強化を行い、地域福祉の担い手づくりを推進していく。

（2）ＳＯＳオレンジネットワーク事業

行方不明になるおそれのある認知症高齢者を地域の支援を得て早期に発見できるように、関係機関及び市内の企業等の支援体制を構築し、行方不明になった高齢者の安全確保と家族への支援を図ることを目的として実施しており、利用者が行方不明になった時、協力事業所として登録している関係機関や企業・団体、個人登録者に対し本人の身なりやその時の状況を指定のメールにて配信し、情報提供の協力を求めて保護するシステムである。利用者に配布している「見守りトライくんシール」については、認知症サポーター養成講座開催時にチラシを配るなど市民に対する周知を強化し、今年度新たに登録される認知症サポートボランティア及びキャラバン・メイトに個人協力員として登録の協力を依頼していく。また、登録者数の増進と協力事業所の拡充を行い、理解と啓発に努めるとともに、警察などの関係機関との協力体制を強化していく。特に協力企業・事業所については合計１７０社以上の登録を目標に、スーパーマーケットなどに協力を依頼していく。

さらに、「ロバで見守り隊」ステッカーを登録者（認知症高齢者）と協力事業所に配布し、登録者宅に貼付しその形状を記憶することで、本人が道に迷った際、事業所に貼付されたステッカーを目印に自身で助けを求める自助力を促すシステム作りにも引き続き取り組んでいく。

（3）事業所ふくしネットワーク事業

新聞、乳飲料、食材や弁当などを宅配する事業所などの協力のもと、高齢者世帯やひとり暮らし高齢者の方などに何か異変があったときには、地域包括支援センターやコミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）、地域の支援者などと連携して、安否確認や緊急対応しており、今年度も協力事業所の拡充を目指し、協力依頼や啓発により事業への理解と協力を広めていく。合計１００社以上の登録を目標として、併せて認知症サポーター養成講座、ＳＯＳオレンジネットワーク事業などを紹介し、企業の社会貢献活動への参加を推進していく。

（4）介護予防ボランティアの組織化及び活動支援

老人センター、老人クラブ連合会、地域包括支援センターなどの施設・団体・機関で、介護予防ボランティアの活動支援や他所での活動の機会を提供している。今年度もイベントや研修などを企画し、ボランティア間の情報交換の場づくりを目指して、事業展開していく。

①地域等での活動状況の把握及び情報のネットワークづくり
②活動者の交流や連携、イベントなどを通して情報交換の機会を提供する
③介護予防ボランティアグループ紹介冊子の作成などの啓発活動

（5）認知症等高齢者支援事業

認知症について基本的な知識を身につける「認知症サポーター養成講座」を開催し、受講された企業や商店には「ロバ隊長（認知症サポーターのマスコット）のぬいぐるみ」を掲出していただくことで、認知度を高めていく。また、受講後も積極的に認知症の方のサポートをしていただける方には、玄関等に掲示するステッカーを提供し、啓発を行っていく。さらにサポーターのスキルアップ講座として開催している「認知症サポートボランティア養成講座」の修了生に対しては、地域包括支援センターなどと連携しながら、認知症の方やその家族をサポートしていけるような活動の場を紹介していく。今年度も引き続き認知症ボランティアの養成を積極的に行い、認知症の方とその家族を地域で支援できるよう推進していく。

①キャラバン・メイト連絡会の運営
②キャラバン・メイトのスキルアップ研修、情報提供、意見交流会の実施
③キャラバン・メイトだよりの発行
④認知症サポーター養成講座の開催調整、企業や学校への啓発及びサポーターの育成（市内サポーター4万3千人を目指す）
⑤認知症サポートボランティアの養成及び活動の場の提供（認知症サポーターのスキルアップ）
⑥認知症サポートボランティア研修会の開催
⑦キャラバン・メイト養成研修の実施

（6）顕彰事業

平成２９・３０年度にＳＯＳオレンジネットワーク・事業所ふくしネットワークに協力者として登録いただいている事業所に対し、協力事業所との連携強化を目的とし、隔年で開催している顕彰事業を行う。

## ②市受託事業

### ・シニア地域活動実践塾「悠友塾」

市委託事業として開催している悠友塾では、高齢者の方々に健康でより豊かな生きがいのある生活ができるよう「楽しく・学び・語らい・行動する」という機会と場を提供していく。一般教養として福祉を学ぶ共通コースと４つの専門分野を選択式で学ぶ専門コースで構成し、より学びがいのある授業を行っていく。また、この講座で習得したことを身近な地域活動に役立て、豊かな日常生活を過ごせるような講座内容を企画する。

- 一般教養（共通）
- 専門コース（選択制）〇歴史を学び文化財を知るコース
  〇環境と自然を学ぶコース
  〇日々の暮らしからまちづくりや福祉を考えるコース
  〇健やかなからだづくりを目指し、健康について学ぶコース

### ・介護予防事業

高齢者にとって関心の高い介護予防・健康づくりを推進し、関係機関と連携しながら様々な新規事業や介護予防活動の普及、ボランティアの育成などに取り組んでいく。

①「Ｇｏゴー！ピラティス」「バランス健康体操」など介護予防教室の実施
②老人クラブと連携した新規事業の実施
③「歴史探訪ウォーク」「弥生祭り（体力測定コーナー）」などシニア地域活動実践塾修了者がボランティアとして活動できる事業の実施

### ・高齢者振り込め詐欺被害等防止機器設置事業

高齢者への詐欺、その他消費者被害を未然に防止するために振り込め詐欺被害等防止機器を今年度も引き続き、年度内２００台限定で貸与する。対象は市内の６５歳以上の方が居住する世帯で、設置日から１年間貸与しその後は譲渡する。

### ・ダイヤモンド婚・金婚夫婦のつどいの実施

東大阪市内在住の結婚６０周年（ダイヤモンド婚）・５０周年（金婚）を迎えるご夫婦をお祝いする。

## ③その他

### ・シルバーボランティアセンター事業の推進（ボランティア・市民活動センターサテライト事業）

高齢者ボランティアと協働し、事業を実施することでボランティア活動の場を提供し、利用者間の交流を図るとともに、生きがいをもって社会に貢献できる人材の育成を行い、地域福祉を推進する拠点としてのプラットホームを構築していく。

①介護予防活動ボランティアの育成と活動の支援
- シニア地域活動実践塾修了生による介護予防教室の実施
- 地域包括支援センターとの連携による楽らくトライ体操推進員の派遣調整と活動支援

②ボランティア（グループ）による教室の開催
手芸教室、パソコン教室などの実施
③ひとり暮らし高齢者世帯へのふれあい福祉電話訪問の実施（ボランティアグループ「はだしの会」）
④ボランティア・市民活動センターと連携した「地域型ボランティア養成講座」の実施
⑤シニア地域活動実践塾修了者の個人登録及び活動支援
⑥当施設で活動しているボランティアと地域の交流を目的とした、活動紹介等の実施
⑦当施設内におけるボランティア活動
- 「ニコニコ体操」「みんなの体操ひろば」「笑っていこうや！楽らくトライ体操」などボランティアグループによる健康体操の実施
- 角田総合老人センターの花植ボランティア活動
- シニア地域活動実践塾修了生による「カフェ悠友」（センター内喫茶コーナー）の運営

⑧世代間交流として「赤ちゃん広場」へのボランティア派遣を行う

## 2．五条老人センター

五条老人センターでは６０才以上の市民が生きがいを持って活き活きと生活を送ることができるよう、また交流の輪が広がるよう、生きがい教室（クラブ活動）をはじめ、教養講座、レクリエーション事業を実施していく。老人クラブやさまざまな世代との交流など、地域に根ざした魅力あるセンターを目指していく。

ボランティア・市民活動センターのサテライト拠点であるシルバーボランティアセンター事業では、高齢者の長年培ってきた経験や知識を活かした活動と、その力を発揮し活躍できる機会を支援していく。

地域全体で高齢者を支え合う仕組みづくりを促進する高齢者地域支え合いセンターブランチ事業では、広報啓発や情報提供を行い、高齢者の地域生活の支援網を広げていく。

センターを拠点に活動している社協地域担当職員（COW）とコミュニティソーシャルワーカー（ＣSW）と連携し、地域に根ざした取り組みを進めていく。

本年度は、高齢者が楽しみながら体力づくりができるよう趣向を凝らした事業を展開し、新規利用者数２００人、利用実人数1，１００人、延べ利用者人数25，０００人を目標に運営を行っていく。

### ①指定管理事業

### ・老人センター運営事業

（1）教養講座、レクリエーション事業

高齢者が健康でより豊かにいきいきと過ごせるよう、講座やレクリエーション事業を開催する。

（2）高齢者生きがい教室（クラブ活動）の実施

高齢者の生涯教育の一環として、生きがいづくりや人と人との交流に重点をおいた生きがい教室の実施。

①クラブ（講師付）・・１２クラブ

| クラブ名 | 実施日 | | | クラブ名 | 実施日 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 週 | 曜 | 時間 | | 週 | 曜 | 時間 |
| 華道 | 第1・3 | 月 | 13:00～15:00 | ダンス | 第1・3 | 木 | 13:00～15:00 |
| 俳句 | 第 2 | 月 | 13:00～15:30 | 歌体操 | 第2・4 | 木 | 10:00～11:30 |
| 折り紙 | 第 1 | 火 | 9:30～11:30 | 手芸 | 第2・4 | 木 | 13:00～15:00 |
| 詩吟 | 第1・3 | 火 | 13:30～16:30 | 新舞踊 | 第1・3 | 金 | 14:00～16:00 |
| 書道 | 第2・4 | 火 | 13:00～15:00 | 民謡 | 第2・4 | 金 | 13:30～15:30 |
| 茶道 | 第2・4 | 水 | 13:00～15:00 | ﾌﾗﾜｰｱﾚﾝｼﾞﾒﾝﾄ | 第 4 | 金 | 13:30～15:00 |

②クラブ（講師なし）・・2クラブ

| クラブ名 | 実施日 | | | クラブ名 | 実施日 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 週 | 曜 | 時間 | | 週 | 曜 | 時間 |
| カラオケ1部 | 第1・3 | 水 | 10:00～12:00 | カラオケ2部 | 第1・3 | 水 | 13:00～15:00 |

③同好会（講師なし）・・3クラブ

| クラブ名 | 実施日 | | | クラブ名 | 実施日 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 週 | 曜 | 時間 | | 週 | 曜 | 時間 |
| 水墨画 | 第2・4 | 火 | 10:00～12:00 | パソコンクラブ | 第1・3 | 土 | 9:30～12:00 |
| 五謡会 | 第1・3 | 土 | 12:30～16:00 | | | | |

（3）地域交流事業

①地域交流事業：高齢者生きがい教室（クラブ活動）発表会・夏祭り

②老人クラブとの連携事業

③世代間交流事業：子育て支援センター、小・中・高・大学生と交流。

（4）健康づくり推進事業

①初心者卓球教室の開催

②健康づくり市民グループ（東保健センター）による健康講座の開催支援

③一般開放事業：卓球、バンパー、囲碁、将棋、図書

（5）各種相談事業

日常生活の心配事や健康などに関する総合相談事業の実施。

①健康などに関する相談（いきいき健康相談）：第１木曜日　１３時３０分～１５時
②日常生活相談（心配事や介護などに関する）：常時
③いきいきネット相談：常時
④車いす短期貸出事業：随時

（6）広報・啓発事業
①高齢者に関する各種の情報を収集し、利用者等に情報提供を行う。
②防犯講話：大阪府枚岡警察署などから発信される情報の提供
③健康、防災などの情報提供
④ホームページ等を活用した情報の発信

（7）社協内三老人センター連携による交流会の開催

（8）実習、体験学習の受入れ
中学校、高校、専門学校

※五条老人センターの主な月別行事予定表

| 月 | 教　養　講　座 | レクリエーション事業 | 地域交流 | 健康づくり推進事業 |
|---|---|---|---|---|
| 4 | 防犯講話 | | 庭園清掃 | ＊ミックスみゅーじっく体操<br>＊バランス健康体操<br>＊音楽療法 |
| 5 | 避難訓練・防火講話<br>＊初心者スマホ教室 | 卓球大会<br>ネイチャー講座 | 庭園清掃<br>五条の里講座 | ＊そよかぜの会 |
| 6 | | | 庭園清掃 | 介護予防体操<br>まちかど測定・脳トレ |
| 7 | ちぎり絵教室 | ネイチャー講座 | 認知症サポーター養成講座<br>世代間交流（あさひっこ） | |
| 8 | 手作り作品教室 | 河内音頭講習会 | 世代間交流（小学生）<br>地域交流（夏祭り）<br>普通救命講習 | |
| 9 | | 重陽のつどい<br>バンパー大会 | 庭園清掃<br>世代間交流（あさひっこ） | 三老人センター交流事業 |
| 10 | ちぎり絵教室 | ネイチャー講座 | 庭園清掃 | 介護予防体操 |
| 11 | 手作り作品教室 | | クラブ活動発表会<br>庭園清掃<br>世代間交流（あさひっこ） | |
| 12 | | 囲碁・将棋大会<br>ネイチャー講座 | 防犯講座 | |
| 1 | | 百人一首大会<br>（世代間交流） | ボランティア講座 | |
| 2 | 手作り作品教室 | ネイチャー講座 | | |
| 3 | | | 世代間交流（あさひっこ） | |

※「みんなの体操ひろば」「楽らくトライ体操」「エンジョイ」「初心者卓球教室」は毎月開催（8、１１、１２、１月は変則で開催）
※地元企業の協力で「初心者スマホ教室」を毎月開催（4月を除く）
※「ミックスみゅーじっく体操」は月2回定期開催
※健康づくり市民グループ「そよかぜの会」による健康推進事業は定期開催（4、8、１２月を除く）

**・高齢者地域支え合いセンター（ブランチ）事業**

認知症支援など高齢者が地域で支え合うしくみづくりである「高齢者地域支え合いセンター事業」を他の老人センターや関係機関、コミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）や社協地域担当職員（ＣＯＷ）などと連携して推進していく。

### ②市受託事業

**・介護予防事業**

①「音楽療法」「バランス健康体操」など介護予防教室の実施
②骨密度測定、体組成測定など自身の健康に留意できる事業の実施
③老人クラブと連携した新規事業の実施
④ボランティアグループが「出前講座」で介護予防を推進する活動の実施

### ③その他

**・シルバーボランティアセンター事業の推進（ボランティア・市民活動センターサテライト事業）**

高齢者ボランティア活動の推進と拡充を図り、高齢者ボランティアと協働して地域活動への参加を支援していく。
①当施設内におけるボランティア活動
「みんなの体操ひろば」「楽らくトライ体操」「エンジョイ」などボランティアグループによる健康体操の実施
②ボランティアグループが地域にある施設に出向いて教室などの開催
③ひとり暮らし高齢者世帯へのふれあい福祉電話訪問の実施（ボランティアグループ「はだしの会」）

## 3．高井田老人センター

高齢者が、いきいきと心豊かに過ごすことの一助となる生きがい教室や各種講座、レクリエーション事業等を引き続き実施していく。また、昨年度と同様に新規利用者の拡大を目指し、健康や日常生活の向上に役立つような高齢者の食育や、医療に関する新たな講座などを継続して開催していく。特に、高齢者のボランティア活動は、地域の人とのつながりを育み、生きがいの推進に大きく寄与するものであり、昨年度は地域から依頼を受け、まちあるき案内人ボランティアとして地域の方と一緒に活動するなど楽しく参加できるキッカケとなり、引き続き介護予防ボランティア講座、まちあるき案内人養成講座等を実施していく。

「高齢者地域支え合いセンター（ブランチ）事業」では、センターに配置している社協地域担当職員（COW）やコミュニティソーシャルワーカー（CSW）と連携した事業を実施していく。

このような様々な事業や講座、体験教室等を展開し、地域に密着した老人センター運営を推進し、指定管理者施設としての役割を果たすように努めていく。

昨年同様、特に体力の低下している高齢者が楽しく体力づくりができるように、段階的に移行していく介護予防体操事業を積極的に展開し、新規利用者数２５０人、利用実人数1，３００人、延べ利用者人数２７，０００人を目標に運営を行っていく。

### ①指定管理事業

**・老人センター運営事業**

（1）教養講座、レクリエーション事業
高齢者が豊かにいきいきと過ごせるように講座やレクリエーション事業を実施していく。

（2）高齢者生きがい教室（クラブ活動）の実施
高齢者の生涯学習の一環として、生きがいづくりや人と人との交流に重点をおいた生きがい教室の実施。

| クラブ名 | 実施日 | | | クラブ名 | 実施日 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 週 | 曜 | 時間 | | 週 | 曜 | 時間 |
| 俳句 | 第２ | 月 | 13:00～16:00 | 歌体操 | 第2・4 | 月 | 10:00～11:30 |
| 詩吟 | 第1・3 | 火 | 13:00～15:00 | | 第1・3 | 水 | 10:00～11:30 |
| 水墨画 | 第2・4 | 火 | 13:00～15:00 | | 第1・3 | 金 | 10:00～11:30 |
| 華道 未生流 | 第２ | 火 | 13:30～15:00 | 書道 | 第２ | 水 | 10:00～12:00 |
| 華道 ﾌﾗﾜｰ | 第４ | 火 | 13:30～15:00 | 手芸 | 第2・4 | 木 | 13:00～15:00 |
| 謡曲 | 第2・4 | 火 | 13:00～16:00 | 新舞踊 | 第1・3 | 金 | 13:00～15:00 |
| 水彩画 | 第1・3 | 火 | 13:30～15:00 | ﾌﾞﾘｻﾞｰﾌﾞﾄﾞﾌﾗﾜｰ | 第１ | 火 | 13:30～15:00 |
| 民謡 | 第1・3 | 月 | 13:00～15:00 | 茶道 | 第2・4 | 水 | 13:00～15:00 |
| 絵手紙 | 第２ | 水 | 13:30～15:00 | カラオケ | 第１ | 土 | 13:00～16:00 |
| | 第４ | 水 | 13:30～15:00 | | 第３ | 土 | 13:00～16:00 |

（3）地域交流事業

地域に根ざした老人センターとして、高齢者が安全かつ安心した生活をいきいきと送ることができる事業を実施していく。

①利用者や地域との交流事業として、高齢者生きがい教室（クラブ活動）の発表会を開催

②高齢者の福祉向上や生きがい推進を目的とした「学な美の講座」の開催

③近隣の園児や生徒を招いて、高齢者への理解を深めてもらい、ともに地域で楽しく暮らしていくために「地域世代間交流会」事業の実施

④交通安全・防犯講座等の実施

（4）健康づくり推進事業

高齢者の健康と体力維持を目的とした事業を開催し、健康寿命の延伸と、健康長寿社会の実現に向けて実施していく。

①「みんなの体操ひろば」の実施：毎月第1・3水曜日　13時30分～15時

②健康体操等の実施

③趣味の充実のための取り組み

・卓球、ラージボール、バンパー、囲碁・将棋等個々の趣味を活かした交流を図り、心身の健康増進と仲間づくりをめざす。

（5）各種相談事業

①日常生活の心配事や健康などに関する総合相談事業の実施。

・健康相談：毎月　第3水曜日　13時30分～15時30分

②車いす短期貸出事業：随時

（6）広報・啓発事業

①高齢者に関する各種の情報を収集し、利用者等に情報提供を行うために、「市政だより」や「東大阪ふくしだより」、ホームページ等を活用した情報の発信。

②高井田老人センターの月間行事予定表やチラシ等を発行し、センター事業への参加を呼びかける。また、リージョンセンターなどの関係機関にも情報提供を行う。

③ホームページ等を活用した情報の発信

（7）社協内三老人センター連携による交流会や連絡会議の開催

（8）その他

実習生や職場体験学習の受け入れ

※高井田老人センターの主な月別行事予定表

| 月 | 教　養　講　座 | レクリエーション事業 | 地域交流 | 健康づくり推進事業 |
|---|---|---|---|---|
| 4 | 防犯教室<br>歴史講座 | 映画鑑賞会 | シニアまちあるき案内人<br>ボランティア養成講座 | 介護予防体操 |
| 5 | スマホ教室<br>医療講座 | 映画鑑賞会 | | 介護予防体操<br>健康運動教室、リズムDE体操 |
| 6 | スマホ教室 | 映画鑑賞会<br>バンパー大会 | 介護予防ボランティア講座 | 介護予防体操<br>健康運動教室、リズムDE体操、<br>※三老人ｾﾝﾀｰ交流事業 |
| 7 | パソコン教室<br>手づくり作品教室 | 映画鑑賞会 | 健康講座 | 介護予防体操<br>健康運動教室、リズムDE体操 |
| 8 | スマホ教室 | 映画鑑賞会 | 遊びが育てる世代間交流会 | 介護予防体操 |
| 9 | スマホ教室 | お楽しみ会 | | 介護予防体操、<br>健康運動教室、<br>リズムDE体操 |

| 月 | 教　養　講　座 | レクリエーション事業 | 地域交流 | 健康づくり推進事業 |
|---|---|---|---|---|
| 10 | 高齢者の食育講座<br>スマホ教室 | 映画鑑賞会 | レクリエーションボランティア講座 | 介護予防体操、<br>健康運動教室、<br>リズムＤＥ体操 |
| 11 | スマホ教室 | 演芸会 | | 介護予防体操、<br>健康運動教室、<br>リズムＤＥ体操 |
| 12 | スマホ教室 | クリスマス会 | 学びの講座 | 介護予防体操、<br>健康運動教室、<br>リズムＤＥ体操 |
| 1 | 体験教室 | 映画鑑賞会 | 地域世代間交流会<br>六老交流会 | 介護予防体操、<br>健康運動教室、<br>リズムＤＥ体操 |
| 2 | | | クラブ活動発表会 | 介護予防体操、<br>健康運動教室、<br>リズムＤＥ体操 |
| 3 | 手作り作品教室 | 映画鑑賞会<br>語り | | ※三老人ｾﾝﾀｰ交流事業<br>３Ｂ体操、 |

※「みんなの体操ひろば」は毎月実施

**・高齢者地域支え合いセンター（ブランチ）事業**

認知症支援など高齢者が地域で支え合う仕組みづくりである「高齢者地域支え合いセンター事業」を他の老人センターや関係機関、社協地域担当職員（ＣＯＷ）、コミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）などと連携を図り、認知症になっても安心して住み続けることができる地域の構築に向けて事業を展開していく。

①認知症サポーター養成講座の啓発
②介護予防活動ボランティアの活動支援
③地域安心生活サポーター養成講座・研修会
④キャラバン・メイト連絡会の活動支援
⑤ＳＯＳオレンジネットワーク事業・事業所ふくしネットワーク事業の啓発

**②市受託事業**

**・介護予防事業**

高齢者にとって関心の高い介護予防・健康づくりを推進し、関係機関と連携しながら様々な新規事業や介護予防活動の普及、ボランティアの育成などに取り組んでいく。

①「やさしいストレッチ」「気功体操」など自分の体力にあった介護予防教室に参加できる事業の実施
②老人クラブと連携した事業の実施

**③その他**

**・シルバーボランティアセンター事業の推進（ボランティア・市民活動センターサテライト事業）**

高齢者ボランティア活動の推進と拡充を図り、地域活動への参加を支援していく。

①「みんなの体操ひろば」にて転倒予防体操等の普及活動の実施（ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱｸﾞﾙｰﾌﾟ「サボテン」）
②介護予防活動ボランティアの活動拡充に対する支援（修了生のスキルアップ研修の実施等）
③楽らくトライ体操などの普及活動の実施（ボランティアグループ「ハミング」
④「地域型ボランティア養成講座」などボランティア・市民活動センターと連携した事業の実施
⑤「シニアまちあるき案内人ボランティア」の活動支援、新たな担い手の養成
⑥ボランティア活動の相談援助
⑦情報提供、広報啓発

## ４．コミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）配置事業

五条老人センター２名、角田総合老人センター２名、高井田老人センター２名の計６名のコミュニティソーシャルワーカーと、角田総合老人センターにコーディネーター１名を配置する。

本事業は、東大阪市第５期地域福祉計画・東大阪市第６期地域福祉活動計画においても、「制度の狭間」におかれた人などのさまざまな相談に応じ、地域の支援者や各分野における関係機関と連携しながら分野横断的な支援機能を果たし、相談支援の包括的・中核的な機能を担う役割であると位置づけられている。このため、今後も重層的なセーフティネットのもと伴走型支援に取り組み、さらなる地域福祉ネットワークの体制づくりに向けて推進していく。

また、コーディネーターは、社協ＣＳＷ及び他施設７カ所に配置されているＣＳＷの取りまとめや、会議・研修、他機関との調整等をおこない、分野を超えたさらなる連携が促進される包括的な支援体制の構築を図る。

（１）事業内容

①援護が必要な人々の課題の発見、見守り、支援
②地域福祉活動団体等と連携し、支援を必要とする人々への新たなサービスの研究等
③小地域ネットワーク活動と連携し、援護を必要とする人々へのネットワークづくりの推進
④福祉サービスに結びついていない要援護者の相談、つなぎ
⑤福祉サービス等の情報提供

（２）担当中学校区等における業務

①福祉に関する相談業務の充実
②市民プラザにおける「福祉なんでも相談」の実施
③各関係機関や校区福祉委員会・民生委員児童委員等、地域福祉活動実践者へのアウトリーチ、連携と推進
④事例検討会や福祉に関する研修会等の開催
⑤福祉をテーマにした研修会・会議等への積極的な参加
⑥老人センター事業等と連携した相談支援体制の充実
⑦「地域福祉ネットワーク推進会議」への積極的な参画

（３）ＣＳＷ配置施設取りまとめ業務及び会議の開催

①東大阪市・社協地域担当職員（ＣＯＷ）合同連絡会議の開催（市との連絡調整含む）
②ＣＳＷ連携会議の開催（ＣＳＷ間の連絡調整含む）
③東大阪市・社協地域担当職員（ＣＯＷ）合同研究会の開催（事例検討会及び他市・他機関との連絡調整含む）
④ＣＳＷ事業活動計画書、報告書作成の総括
⑤校区福祉委員や民生委員児童委員との連携の支援
⑥各市民プラザでの「福祉なんでも相談」体制等の連絡調整
⑦福祉に関する研修会の案内や情報等の提供
⑧小地域ネットワーク活動との連携
⑨公的機関及び地域包括支援センター、基幹相談支援センター、委託相談支援センター、子育て支援センター等関係機関との連絡調整、連携と推進の支援
⑩事業の広報啓発（「東大阪ふくしだより」への記事掲載など）
⑪府下市町村ＣＳＷ配置施設及び関係機関との情報交換や交流会等の調整
⑫東大阪市地域福祉計画並びに地域福祉活動計画の推進を図るための協力と連携
⑬ＣＳＷのスーパーバイザーとの連絡調整

## ５．地域福祉ネットワーク推進事業

五条老人センター２名、角田総合老人センター２名、高井田老人センター３名、計７名の社協地域担当職員（ＣＯＷ）と、角田総合老人センターに１名のコーディネーターを配置し事業の推進を図る。

校区福祉委員会の組織や小地域ネットワーク活動を核とした地域福祉活動への積極的な関わりを通じて、地域連携の強化や地域特性を活かした多様な活動の支援に取り組み、地域福祉力のさらなる向上や充実を地域とともに推進する。

また、専門機関が分野を超えて顔の見える関係づくりをおこない、多職種の連携や協働のネットワークを構築するための地域福祉ネットワーク推進会議を引き続き開催する。さらに今年度は、地域の諸団体や災害ボランティアセ

ンターと協働して、防災協働社会の発展に努める。

（1）校区福祉委員会が行う、地域福祉の実践組織としての活動の支援
①福祉委員による情報提供や相談の場であるまちかど相談所等の身近な相談窓口づくりの支援
②校区福祉委員会活動の事務手続き等の支援
③地域福祉の推進を目的とした指針となる校区ごとの福祉計画策定の支援
④様々な福祉課題に対し地域を基盤とした市民団体や専門機関によるネットワーク作りの推進
⑤災害時における要援護者の支援活動を中心とした包括的な防災訓練活動の推進
⑥住民が主体となり地域の誰もが参加協力できる地域福祉活動の推進
⑦地域活動の人材育成を目的としたボランティアスクールの開催
⑧校区福祉委員会活動の効果的な推進を目的とした、情報提供や研修会の開催
⑨介護予防事業の推進による地域福祉活動の展開
⑩専門機関の連携強化に関する支援

（2）小地域ネットワーク活動における個別援助活動の充実
①行政や専門機関及びＣＳＷとの連携による個別援助体制の強化
②個人情報（要援護者）の把握とプライバシー保護の徹底

（3）子育て支援や障害者支援の取り組みに関する活動の推進
①活動に対する情報提供と交流会・研修会の開催
②世代を超えたサロンの開催

（4）小地域ネットワーク活動の内容に応じたメリハリのある助成と支援
①各校区の活動状況の把握と課題分析

（5）複合多問題を抱える人々の問題解決として「地域福祉ネットワーク推進会議」の取り組みに向けた調整
①高齢・児童・障害等、分野を超えた連携強化及びネットワークのさらなる強化
②ＣＳＷ、地域包括支援センター等の専門機関と地域の各種団体との連携強化を図り、会議開催に向けたシステムづくり

（6）自主財源の確保に向けた賛助会員の拡大と公的助成の継続と確保
①校区福祉委員会活動における住民への啓発と参加協力への要請

（7）学校と地域との協働による福祉教育の推進

（8）身近な地域で活動できる人材と地域をつなぐ仕組み作り

（9）ボランティアや団塊の世代の方、子育て中の若い世代等様々な方たちに地域活動を担って頂けるよう推進

（10）身近で気軽に相談できる場づくり

（11）校区福祉委員会活動の広報のため社協ホームページに活動内容を掲載

## 6．日常生活自立支援センター

### （1）日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業は、認知症や知的障害、精神障害等で自己の判断のみでは意思決定に支障があるために、福祉サービスの利用契約を結ぶ事が困難な方が、安心して適切なサービスを利用できるように、日常的な金銭管理、書類預かりなどの支援を行うことによって、住み慣れた地域で自立した生活が送れることを目的としている。

利用相談については、福祉事務所、医療機関、介護保険関係機関、障害福祉関係機関等からの相談が多く、その内容は主に、介護サービス利用の認知症高齢者、就労支援に関わる知的障害者、精神障害者の退院後の生活・地域生活継続への支援として日常的な金銭管理サービスの利用である。申込においては、事業説明を行い本人の利用意思を確認し、スムーズに契約できるよう利用相談者である関係機関と連絡を密に取り待機解消に努めていく。

本年度も引き続き、相談から支援計画の策定、利用契約の締結、包括的な生活支援に関わる専門員と支援計画に基づき具体的な援助をおこなう生活支援員の業務体制の充実を図り、本事業の利用を希望する待機者に対して早期にサービ

スが利用でき、地域において自立した日常生活が送れるように支援を行う。また、判断能力の低下にともない成年後見制度の活用が望ましい方には、速やかに移行できるよう、市、関係機関とも連携を図り、継続して地域で生活が送れるように支援していく。

### （2）東大阪市生活保護受給者福祉サービス及び金銭管理等支援事業

この事業は、認知症や知的障害、精神障害等で判断能力が不十分な生活保護受給者の安定した社会生活、日常生活の維持と自立助長を目的としている。

判断能力が不十分なために、浪費や依存症、虐待の可能性がある等の生活課題を抱えた生活保護受給者が年々増加傾向にあるため、福祉サービスや金銭管理支援等の定期的な訪問により生活の変化を察知し、生活指導や指示を行う生活保護ケースワーカーとの役割分担やより一層の連携を図り、利用者の安定した生活が維持できるよう支援していく。

### （3）市民後見推進事業

市民後見人育成や活動支援及び情報提供を通じて、成年後見制度の啓発広報が浸透するよう積極的に事業体制の充実を図っていく。

①養成講座オリエンテーションの実施（開催案内の広報、受講者の募集）
②基礎及び実務講習会への参加と選考委員会への参加
③施設実習の調整（実習先への協力依頼、日程調整等）
④受任調整会議の調整（被後見人の概要資料の作成、家庭裁判所への推薦）
⑤市民後見人の活動支援、情報提供、活動報告書の確認
⑥バンク登録者及び受任者への研修の実施
⑦一般市民への社協広報紙などを通じての広報

## 7. 成年後見サポートセンター

成年後見制度の利用促進のため、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築をめざし、今年度より成年後見サポートセンターを受託し、東大阪市との協働による「中核機関」として、令和３年度からの専門職や関係機関による「協議会」の運営に向けて、本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者や後見人による「チーム」を支援するしくみづくりに取り組んでいく。また、成年後見制度に関するわかりやすい広報に努め、制度利用につなげるとともに、相談に対応できるよう体制を整備していく。

## 8. 基幹型地域包括支援センター（角田・荒川）

地域包括支援センターは高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、「総合相談支援」「権利擁護支援」「介護支援専門員に対する包括的継続的支援」を推進しており、角田・荒川の２カ所の基幹型地域包括支援センターは、市内に２０カ所ある他の地域包括支援センター間の調整・後方支援を通じて包括的支援事業等の円滑な実施を図っていく。また、団塊の世代の高齢化に伴い介護に取り組む家族が増加していることから、本年度も引き続き土曜日を開所し、相談、支援体制を拡充して市民のニーズに応えるとともに機能強化を図っていく。さらに、東大阪市高齢者地域ケア会議の事務局を担当し、センターや関係機関の意見を集約・調整し、効率的かつ効果的な会議の運営を行っていく。

一方、地域包括支援センターの役割の一つである介護支援専門員の支援については、東大阪市介護支援専門員連絡会の事務局を担当し、市内で活動する介護支援専門員の知識と技術の向上や、相互の連携を図っていく。また、在宅高齢者介護者リフレッシュ事業では、高齢者の介護をされている家族を対象に、心身の負担軽減や介護への不安の解消に向けた取り組みを実施していく。

本年度も地域におけるさまざまな関係者が協働し、高齢者が安心して暮らせる地域社会を築くために、さらなる地域内のネットワークを充実させ、地域包括ケアシステムの実現に向け取り組んでいく。

（1）地域包括支援センターの基本業務
①介護予防及び介護予防ケアマネジメント業務
〇要支援１、２、事業対象者の利用者への介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメント計画の作成

②総合相談支援及び権利擁護業務
〇総合相談業務　〇権利擁護業務（虐待、消費者被害の予防・支援）
③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
〇介護支援専門員への日常的個別指導・相談支援業務
〇支援困難事例等への指導・助言業務
〇医療機関や行政その他の関係機関と連携するための地域のネットワークづくり
④介護予防・介護者支援に向けた取り組みと情報提供並びに啓発活動
〇介護予防教室ならびにグループ等活動支援などの定期的開催業務
〇生活支援コーディネーターを中心に高齢者の課題やニーズに沿った、新たな担い手の養成やサービスの開発
〇小地域ネットワーク活動実践者やCOW、CSWとの連携を強化
⑤認知症高齢者や家族支援に向けた取り組み
⑥医療と介護の連携を目的とした多職種連携研修会の運営
⑦単位地域ケア会議の開催
⑧高齢者生活支援等会議の開催
⑨自立支援型地域ケア個別会議への参加
⑩担当地域
〇社協角田（稲葉１～4丁目、岩田町１・4～6丁目、中野南１番１号～２５号、６２号～７４号、西岩田１・２・4丁目、菱江１・２・３丁目１番～3番、７・８番、４・５・６丁目１・２番、４番１８号～４４号、５番～１１番、菱屋東１・２丁目１番～１５番、横枕南１・２番）
〇社協荒川（近江堂１～３丁目、大蓮東１・２丁目・４丁目１２番～１４番、柏田東町、金岡１～４丁目、金物町、衣摺１丁目、源氏ヶ丘、小若江１・２・３丁目７番～１０番、友井１～５丁目、長瀬町１～３丁目、南上小阪８番～１２番、吉松１・２丁目）

（２）基幹型地域包括支援センターの業務
①地域包括支援センター連絡調整会議の運営並びに地域包括支援センターの虐待事案や支援困難な事案等への支援と協力
②東大阪市高齢者地域ケア会議の事務局業務（東大阪市高齢者地域ケア会議の運営）
〇東大阪市高齢者地域ケア会議の開催
・個別支援策検討会議の開催　・高齢者生活支援等会議の開催　・企画運営会議の開催
・虐待防止専門会議の開催　・機関等代表者会議の開催
③地域包括支援センター及び高齢者支援関係機関担当職員の資質向上を図るため、定期的な研修の実施。
④保健福祉サービスの内容、利用方法等に関する情報の提供及びその積極的な利用についての啓発を行う。
⑤要援護高齢者の家族等からの相談や地域の支援者からの連絡を受けた場合に、相談者の居住地を担当する地域包括支援センターと連携するとともに、必要に応じ訪問等により助言、援助を行う。
⑥地域の高齢者の生活にかかる課題を共有して支援への取り組みを進めていくための会議「高齢者生活支援等会議」のコーディネート役を担う各地域包括支援センターの第２層コーディネーター業務を、基幹型地域包括支援センターの第１層コーディネーターが後方支援を行う。
⑦生活支援コーディネーター連絡会の運営業務。
⑧生活支援コーディネーター業務が円滑に行われることを目的に研修の実施。
⑨東大阪市認知症本人活動支援推進ワーキンググループの事務局業務

（３）東大阪市介護支援専門員連絡会事務局業務
〇市内で活動する約250 名の会員の情報交換および資質向上をめざす研修会の開催

（４）在宅高齢者介護者リフレッシュ事業
〇ねたきりや認知症高齢者等の介護者を対象とした交流会や相談会を開催し、心身の負担軽減や介護に対する不安感の解消に向けて取り組んでいく。

## Ⅳ．玉串こども園

1．定員１２７名の教育・保育と待機児解消の促進として、１２％の枠外入所の実施を継続していく。
保育理念「子ども一人一人を大切にし、健全な発育および地域福祉の推進を図りながら、教育、保育を積極的に増進する」に基づき、「はだし保育」を基本方針として、四季折々の季節を感じる経験や「体育」、「音楽」、「絵画造形」、「食育」などのカリキュラムをとおして、豊かな心を育む情操教育に取り組んでいく。

2．一時預かり事業の推進を図る。

3．地域の子育て家庭を対象に、登録型「ドレミファランド」や、公民分館での自由参加型「スクスクランド」「ぴよぴよランド」など、年齢に応じた子育て支援を展開していくとともに、地域の各機関との連携を図り、地域に根ざした取り組みを進めていく。また、園庭開放や育児相談の充実を図り、施設機能を活かしたコミュニティの活性化を進める。さらに、こども園における「地域貢献支援員（スマイルサポーター）」の認定を受けた保育教諭が、地域福祉の担い手となり、専門的教育保育活動を実施していく。

4．世代間交流事業では、地域の高齢者施設との定期交流の実施や、地域の高齢者やボランティア活動をしている方々を招待しての交流事業を推進していく。また、卒園児との交流事業や市内の中学２年生による職業体験、高校生のデュアル実習、教育・保育の職業体験の受け入れなども継続して実施していく。

※玉串こども園の主な月別行事予定表

| 月 | 行　事　内　容 | 月 | 行　事　内　容 |
|---|---|---|---|
| ４ | ・令和2年度保育開始<br>・入園式（2日）　・クラス懇談会<br>・交通安全指導　・誕生会<br>・体育あそび　・手話指導<br>・避難訓練　・防犯訓練<br>・身体計測　・うたあそび<br>・絵画指導　・親子遠足<br>・のびのびキッズクラブ （3歳児）<br>・地域世代間仲良し交流会 | ５ | ・子どもの日の集い・内科検診<br>・歯科検診　・誕生会<br>・体育あそび　・手話指導<br>・避難訓練　・防犯訓練<br>・身体計測　・うたあそび<br>・絵画指導<br>・のびのびキッズクラブ（3歳児）<br>・地域世代間仲良し交流会 |
| ６ | ・園外保育（３・４・５歳児）<br>・わんぱくフェスティバル（5歳児）<br>・運動会　・プール開き<br>・じゃがいも堀り　・誕生会<br>・体育あそび　・手話指導<br>・クッキング保育　・避難訓練<br>・防犯訓練　・身体計測<br>・うたあそび　・絵画指導<br>・のびのびキッズクラブ（3歳児）<br>・地域世代間仲良し交流会 | ７ | ・合宿保育（5歳児）<br>・七夕の集い　・楽しいタベの集い<br>・誕生会　・体育あそび<br>・手話指導　・クッキング保育<br>・避難訓練　・防犯訓練<br>・身体計測　・うたあそび<br>・絵画指導<br>・のびのびキッズクラブ（3歳児）<br>・地域世代間仲良し交流会 |
| 月 | 行　事　内　容 | 月 | 行　事　内　容 |
| ８ | ・誕生会　・体育あそび<br>・手話指導　・避難訓練<br>・防犯訓練　・身体計測<br>・うたあそび　・絵画指導<br>・のびのびキッズクラブ（3歳児）<br>・地域世代間仲良し交流会 | ９ | ・保育参観　・お月見会<br>・個人懇談会（全園児）<br>・敬老の日の集い<br>・誕生会　・体育あそび<br>・手話指導　・避難訓練<br>・防犯訓練　・身体計測<br>・うたあそび　・絵画指導<br>・のびのびキッズクラブ（3歳児）<br>・地域世代間仲良し交流会 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| １０ | ・創立記念日（１日）<br>・秋まつり　・親子遠足<br>・個人懇談会（全クラス）<br>・園外保育（３・ ４・ ５歳児）<br>・私立保育園合同運動会（５歳児）<br>・誕生会　・体育あそび<br>・手話指導　・クッキング保育<br>・避難訓練　・防犯訓練<br>・身体計測　・うたあそび<br>・絵画指導　・さつまいも掘り<br>・のびのびキッズクラブ（２歳児）<br>・ハロウィンパーティー<br>・地域世代間仲良し交流会 | １１ | ・内科検診　・誕生会<br>・体育あそび　・手話指導<br>・身体計測　・絵画指導<br>・避難訓練（消防署来園）<br>・防犯訓練　・うたあそび<br>・のびのびキッズクラブ（２歳児）<br>・地域世代間仲良し交流会 |
| １２ | ・乾布摩擦、マラソン開始<br>・クリスマス会　・生活発表会<br>・演劇鑑賞会（ドリーム２１）<br>・おもちつき会　・誕生会<br>・体育あそび　・手話指導<br>・避難訓練　・防犯訓練<br>・身体計測　・うたあそび<br>・絵画指導<br>・のびのびキッズクラブ（２歳児）<br>・地域世代間仲良し交流会 | １ | ・どんど焼き　・新年子ども会<br>・誕生会　・体育あそび<br>・手話指導　・避難訓練<br>・防犯訓練　・身体計測<br>・うたあそび　・絵画指導<br>・のびのびキッズクラブ（２歳児）<br>・地域世代間仲良し交流会 |
| ２ | ・節分あそび　・作品展<br>・学校見学（５歳児）<br>・卒園進級記念写真撮影<br>・お別れ遠足　・誕生会<br>・体育あそび　・手話指導<br>・避難訓練　・防犯訓練<br>・身体計測　・うたあそび<br>・絵画指導<br>・のびのびキッズクラブ（２歳児）<br>・地域世代間仲良し交流会 | ３ | ・卒園式　・ひなまつり会<br>・防犯教室（警察署来園）<br>・クラス懇談会<br>・お別れ会（５歳児とのお別れ）<br>・誕生会　・体育あそび<br>・手話指導　・避難訓練<br>・防犯訓練　・身体計測<br>・うたあそび　・絵画指導<br>・のびのびキッズクラブ（２歳児）<br>・地域世代間仲良し交流会<br>・令和2年度保育終了 |